

事業名	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）																		
主管課及び関係課	（主管課）スポーツ・青少年局学校健康教育課（課長：大木高仁）																		
上位施策目標	施策目標7-4 学校における健康教育の充実																		
事業の概要	経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助する地方公共団体に対して、それに要する経費について補助を行い、もって義務教育の円滑な実施を図るものである。																		
予算額及び事業開始年度	平成16年度概算要求額：7,461百万円(平成15年度予算額7,377百万円) 総額：79,269百万円(平成6年から平成15年度) 事業開始年度：[医療費]昭和33年度 [学校給食費]昭和31年度																		
必要性	<p>憲法においては、教育を受ける権利を定めるとともに、その実現のため、保護者に対して子女に教育を受けさせる義務を課している（憲法第26条）。</p> <p>また、教育基本法においては、国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う、としている（教育基本法第4条）。</p> <p>さらに、学校教育法においては、これらの義務を履行させるために、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない、としている（学校教育法第25条）。</p> <p>これを受けて、「学校保健法」及び「学校給食法」においては、地方公共団体や公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に医療費や学校給食費を援助する場合、これに必要な経費の一部を国が補助することができるとしているものである。</p> <p>昨今の不況、高水準で推移する失業率等（平成15年6月13日厚生労働省のまとめによると、生活保護の受給者数が今年2月時点で128万1千人となり、人口に占める受給者の割合が1.0%に達し、被保護世帯数は89万6千世帯で、1950年の制度発足以来、最多を更新している）の社会状況を踏まえると、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助するなどの就学援助は、義務教育の円滑な実施を図るため必要不可欠である。</p> <p>また、平成10年度における「子どもの学習費調査」（文部科学省調）においては、学習費総額に対する学校給食費の割合が約13.4%となっており、経済的理由により就学が困難な者に対して負担となっているとともに、学校給食費に対する援助が必要不可欠である。</p> <p>さらに、市町村の援助率（区域内の全児童生徒数に占める就学援助対象者の割合）は、要保護者・準要保護者ともに年々増加してきており、市町村及び国民のニーズは非常に高くなっている。</p> <p style="text-align: center;">[参 考] 援助率の推移</p> <table border="1" data-bbox="379 1503 1449 1603"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護者</td> <td>0.73%</td> <td>0.77%</td> <td>0.84%</td> <td>0.92%</td> <td>1.05%</td> </tr> <tr> <td>準要保護者</td> <td>6.37%</td> <td>7.15%</td> <td>8.02%</td> <td>8.70%</td> <td>9.73%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	要保護者	0.73%	0.77%	0.84%	0.92%	1.05%	準要保護者	6.37%	7.15%	8.02%	8.70%	9.73%
区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度														
要保護者	0.73%	0.77%	0.84%	0.92%	1.05%														
準要保護者	6.37%	7.15%	8.02%	8.70%	9.73%														
効率性	<p>経済的理由により、義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助するなどの就学援助については、義務教育の円滑な実施を図るための必要最小限のものに限定しているとともに、地方公共団体がそれに要する経費の1/2（予算の範囲内）について補助を行っている。</p> <p>また、国の予算上の援助率は、生活保護受給率や各市町村の援助率の実態を考慮して、毎年、見直しを行っているところである。</p> <p>さらに、就学援助の対象者の認定については、地方公共団体が地域の実情に応じた適切な認定を行っており、本事業は効率的に実施されているといえる。</p>																		
有効性	<p>「経済的理由」により就学が困難な者の人数を減少させるためには、昨今の不況、高水準で推移する失業率等の社会状況が好転しない限り困難であることは言うまでもなく、教育の機会均等、就学状況等の改善を本補助によって全て賄うことは困難であるが、本事業は義務教育の円滑な実施に資することを目的としており、このため学校基本調査による「理由別長期欠席児童・生徒数」で長期欠席者の状況等を把握することにより、本補助の効果を把握することとしている。</p>																		

<p>得ようとする達成効果の達成見込みの判断の根拠（判断基準）</p>	<p>経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助するなどの就学援助については、義務教育の円滑な実施を図るための必要最小限のものに限定しているとともに、児童生徒が等しく教育を受けることができ、義務教育を円滑に実施していく上ではなくてはならないものである。これら最低限の援助を行うことで、教育の機会均等、就学状況等の改善への効果が得られると判断しているものである。</p> <p>また、平成14年度学校基本調査によると、経済的理由による長期欠席者は平成13年度において小学校174名（総数の0.23%）、中学校342名（総数の0.23%）となっており、総数に占める経済的理由による長期欠席者の割合がこの割合に抑えられていることは、就学援助の効果を示しているものと考えられる。</p> <p>〔参考〕学校基本調査における「経済的理由による長期欠席者」の推移</p> <table border="1" data-bbox="411 533 1406 696"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>166人(0.20%)</td> <td>143人(0.18%)</td> <td>149人(0.19%)</td> <td>174人(0.23%)</td> </tr> <tr> <td>総 数</td> <td>82,807人</td> <td>78,428人</td> <td>78,044人</td> <td>77,215人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>480人(0.33%)</td> <td>494人(0.35%)</td> <td>372人(0.26%)</td> <td>342人(0.23%)</td> </tr> <tr> <td>総 数</td> <td>145,184人</td> <td>142,750人</td> <td>145,526人</td> <td>148,547人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	小学校	166人(0.20%)	143人(0.18%)	149人(0.19%)	174人(0.23%)	総 数	82,807人	78,428人	78,044人	77,215人	中学校	480人(0.33%)	494人(0.35%)	372人(0.26%)	342人(0.23%)	総 数	145,184人	142,750人	145,526人	148,547人
区 分	10年度	11年度	12年度	13年度																						
小学校	166人(0.20%)	143人(0.18%)	149人(0.19%)	174人(0.23%)																						
総 数	82,807人	78,428人	78,044人	77,215人																						
中学校	480人(0.33%)	494人(0.35%)	372人(0.26%)	342人(0.23%)																						
総 数	145,184人	142,750人	145,526人	148,547人																						
<p>公平性、優先性</p>	<p>法律により「教育を受ける機会均等」を規定しているとともに、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助する地方公共団体に対して、それに要する経費を補助しており、公平性を有しているものである。</p> <p>また、補助金の配分においては、地方公共団体の児童生徒数や生活保護（教育扶助）の受給者数等の客観的な数値を勘案して行っており、公平性を有しているものである。</p>																									
<p>得ようとする効果及び達成年度</p>	<p>昨今の厳しい状況の中で、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助する地方公共団体に対して、それに要する経費について補助を行い、児童生徒の就学を保障するとともに、経済的理由による長期欠席者数を減少させるなど、義務教育の円滑な実施を図るものである。</p> <table border="1" data-bbox="1241 902 1511 1099"> <tr> <td>達成年度</td> </tr> <tr> <td>平成20年度評価</td> </tr> </table>	達成年度	平成20年度評価																							
達成年度																										
平成20年度評価																										
<p>事業継続の適否、改善点等の今後の政策への反映方針</p>	<p>昨今の厳しい経済状況を鑑みると、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助するなどの就学援助を地方公共団体に対して行うことは、教育の機会均等、義務教育の円滑な実施を図るため、今後においても必要不可欠なものである。</p> <p>また、市町村の援助率（区域内の全児童生徒数に占める就学援助対象者の割合）は、要保護者・準要保護者ともに年々増加してきており、市町村及び国民のニーズは非常に高いことから、今後においても継続的に事業を実施していく必要がある。</p>																									

# 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（学校給食等）

【憲法 26条】すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

【教育基本法第 4条】国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

【学校教育法第 25条】経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。  
「学校給食法」及び「学校保健法」



文部科学省

毎年度、予算の範囲内で定める国の補助の基準となる児童生徒数を都道府県ごとに配分

市町村からの補助金申請書を取りまとめ進達

補助金交付決定（一覧表で都道府県教育委員会に通知）



都道府県教育委員会



保護者

準要保護児童生徒の認定  
学校給食費等の援助

補助金交付決定通知書

国から配分された補助の基準となる児童生徒数を市町村ごとに配分

補助金交付申請書（都道府県教育委員会を經由し、文部科学大臣に提出）



市町村教育委員会